

外国人建設就労者の受入れ実態

— A事業協同組合を事例に —

宋 艶 苓

はじめに

いま、外国人技能実習生制度に関する緩和が進んでいる。

まず、東日本大震災の復興事業をはじめ、2020年の東京オリンピック・東京パラリンピック関連事業の増加によって、建設業は介護、看護や運送業と並ぶ人手不足の業界となっている。そこで、2015年4月に2020年までの時限的な緊急措置として、外国人建設就労者受入事業が実施された。この事業は「技能実習制度」の下で建設分野に限って3年間の満期帰国の技能実習生を対象に最大2年間（通算5年間）の就労が認められた。

その後、2016年11月18日に外国人技能実習制度改正法案が成立し、技能実習計画の認定と管理団体の許可制の実施とともに、技能実習2号に加えて、技能実習3号（4年目と5年目）制度が2017年11月1日から実施される。以上の経過からみれば、事実上、外国人建設就労者受入れ事業は新しい技能実習制度の先行的な事業として見通すことができよう。

本稿では、A事業協同組合を事例に、外国人建設就労者の受入れ状況を紹介したい。これまでの建設就労者受入事業の経験を踏まえ、通算5年間とする新しい技能実習制度の施行に先立ち、予想される問題点等を検討したい。

I 統計上からみる外国人建設就労者の受入状況

1 特定監理団体、適正監理計画、外国人建設就労者の状況

（2016年3月31日時点）

国土交通省の資料¹⁾によると、2016年3月31日時点の認定・受入れ状況は特定監理団体が107団体、適正監理計画が214計画（214社）、外国人建設就労者が401人となる。地域別では、上位3位が関東（41団体、106社、162人）、中部（18団体、37社、85人）、近畿（21団体、24社、41人）の大都市に集中している。外国人建設就労者の国籍は中国（191人）、インドネシア（74人）、ベトナム（68人）、フィリピン（62人）、ラオス（4人）、モンゴル（2人）の順となっている。人数が多い職種は建築大工（69人）、とび（67人）、鉄筋施工（66人）、溶接（65人）で、全体の66%以上占める。

2 現在の認定・受入状況（2017年1月末時点）

筆者のインタビュー調査（電話²⁾によると、2017年1月末時点の認定・受入れ状況は特定監理団体が131団体、適正監理計画が554計画（540社）、外国人建設就労者が1286人となる。地域別では関東（583人）、中部（246人）、近畿（159人）などの大都市

での受入れが多い。国籍は中国（494人）、ベトナム（264人）、フィリピン（260人）、インドネシア（213人）、ミャンマー（18人）、タイ（14人）、モンゴル（8人）、ネパール（7人）、カンボジア（3人）、ラオス（3人）、バングラディシュ（2人）の順となっている。人数が多い職種はとび（241人）、鉄筋施工（212人）、建築大工（195人）、溶接（178人）、型枠施工（143人）の5職種となる。

II A事業協同組合のヒアリング調査からみる受入れ状況³⁾

1 A事業協同組合の概要と技能実習生の受入れ状況（2017年3月15日時点）

A事業協同組合は2008年設立、2009年から技能実習生の受入れを開始した。傘下の企業は57社で、現在、技能実習生を受け入れている企業数は47社である。職種別では、建設29社、プラスチック加工7社、機械加工3社、ビルクリーニング3社、電子機器組み立て2社、食品加工2社、農業1社で、建設が一番多い。これまで、技能実習生の受入れ実績は392人（中国192人、ベトナム170人、フィリピン30人）で、現在の在籍人数

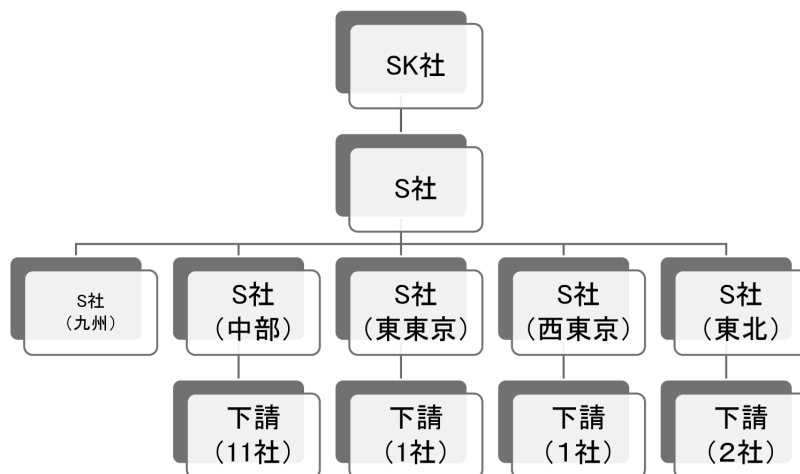
は225人（1号68人、2号157人）、そのうち建設関係が104人（実績140人）となっている。

A事業協同組合では、建設関係の受入れが最も多い。そのきっかけとなるのは住宅メーカーS社の技能実習生の受け入れにある。S社は日本有数な大手住宅メーカーSK社の1次下請会社で、九州、中部、東京、東北の地域に分布する5つグループ会社を持つ中堅住宅メーカーである。2013年3月からS社の各グループ会社は技能実習生の受入れを開始し、同時にS社の下請企業も技能実習生を受け入れ、A事業協同組合の建設関係の技能実習生の受入れはS社とその下請会社によって、急激に増えてきた。現在、同組合に建設関係29社のうち、9社を除く、すべてがS社とその下請企業から構成されている。（図1参照）

2 外国人建設就労者の受入れ状況（2017年3月15日時点）

2015年6月にA事業協同組合は特定監理団体に認定され、2016年1月から外国人建設就労者の受入れを開始した。現在、外国人建設就労者を受け入れている企業5社計22

図1 重層的な受入れ構造



（出所）ヒアリング調査に基づき筆者が作成。

人（ベトナム 17 人、中国 5 人）で、職種別でみると、鉄筋施工 11 人、とび 8 人、鉄工 2 人、塗装 1 名となっている。

同組合の担当者によると、建設関係の受入企業に対する事前受入アンケート調査の結果では、受入企業（29 社）のうち、2 社を除く、すべてが外国人就労者の受入れを予定している。現時点では、6 月から 10 月まで、12 社（傘下企業 10 社、他 2 社）計 20 人（ベトナム 18 人、中国 2 人）の受入を確定した。今後、各社の在籍技能実習生が 3 年満期を迎える次第、順次に外国人就労者の申請手続きを開始する。

(1) 重層的な受入れ構造

外国人建設就労者の受入を確定した 15 社（うち 2 社 2 回目も申請）の中に S 社グループは 5 社その下請企業 6 社である。A 事業協同組合では外国人建設就労者の受入れに関しても技能実習生の受入れと同様に、S 社とその下請企業に依存しながら、展開してきた。

(2) 外国人建設就労者の雇用条件

A 事業協同組合のヒアリング調査によると、受入企業 5 社における技能実習生と外国

人建設就労者の雇用状況以下の通りである。（表 1）

表 1 でみると、受入企業の規模が異なるにもかかわらず、5 社の技能実習生の賃金設定は基本的な地域最低賃金から計算することになる。愛知県にある受入企業では平均 14 万円ぐらいが最も多い。これに対して、外国人建設就労者の場合、受入企業により、若干差はあるが、平均的に 16 万～17 万ぐらいの賃金額が最も多い。

3 調査のまとめ

(1) 重層的な受入れ構造

A 事業協同組合における技能実習生と外国人建設就労者の急激な増加は大手住宅メーカー S 社とその下請会社による受入れにある。このような重層的な受入れが進められてきたのは S 社の親会社 SK 社に関係がある。A 事業協同組合は SK 社を通じて、S 社の技能実習生の受入れを進めてきた。建設業における重層的な下請構造の下、下請会社にとって、親会社の意向に備えないと、仕事をもらえなくなる恐れがある。この重層的な下請関係は実習生と建設就労者の受入れの際にも重要な役割を果たしている。

表 1 受入企業 5 社における雇用状況と賃金待遇
—技能実習生と外国人建設就労者の比較—

2017 年 3 月末時点

企業名	A 社	B 社	C 社	D 社	E 社
所在地	愛知県	愛知県	愛知県	愛知県	宮城県
常勤従業員人数 (うち技能実習生人数)	44 人 (6 人)	8 人 (3 人)	460 人 (6 人)	5 人 (8 人)	290 人 (27 人)
外国人建設就労者の 人数と受入れ職種	2 人 (鉄工)	1 人 (建築塗装)	9 人 鉄筋施工 (3 人) とび (6 人)	2 人 (とび)	8 人 (鉄筋施工)
在籍技能実習生 賃金額 (月給)	143,650 円 時給換算 845 円 年間 2040 時間	146,819 円 時給換算 845 円 年間 2085 時間	146,467 円 時給換算 845 円 年間 2080 時間	142,680 円 時給換算 845 円 年間 2026 時間	135,000 円 時給換算 779 円 年間 2079 時間
在籍建設就労者 賃金額	月給制 (160,000 円) 時給換算 941 円 年間 2040 時間 皆勤手当 20,000 円 家族手当 9,000 円 賞与 200,000 円 (年 2 回)	月給制 (230,000 円) 時給換算 1,324 円 年間 2085 時間 賞与なし	日給制 (7,846 円) 平均月給 169,997 円 時給換算 981 円 年間 2080 時間 賞与なし	日給制 (8,000 円) 月給換算 174,000 円 年間 2026 時間 賞与 100,000 円～ (年 2 回)	月給制 (166,000 円) 時給換算 962 円 賞与あり (年 2 回)

(出所) ヒアリング調査内容に基づき筆者が作成。

(2) 曖昧な賃金水準の設定

外国人建設就労者の報酬予定額を決める際には、「技能実習生に支払っている報酬を上回ることはもちろんのこと、実際に3年間の経験を積んだ日本人の技能者に支払っている報酬と比較し、適切に報酬予定額を設定すること」⁴⁾が重要である。つまり、外国人建設就労者の報酬予定額は技能実習生の報酬額を上回るという規定が適用され、「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」⁵⁾が求められる。

「賃金センサス」(平成25年賃金構造基本統計調査)によると、建設業の場合、勤続年数3～4年の男性所定内給与額が平均的258,600円になる。受入企業5社の賃金待遇をみると、B社以外、4社とも16万～17万円ぐらいの報酬額を設定している。この報酬額は同社の技能実習生の賃金より高いが、市場の賃金水準に照らすと、かなりの差に付けられている。

A事業協同組合の関係者の話によると、外国人建設就労者報酬予定額の設定は業務経験年数が同じ日本人と同等という基準でしたが、実際に受入れ企業において、すべての条

件が同じ日本人従業員がすくないため、結局、業務経験年数が近い日本人従業員の報酬から類推することが多い。「外国人建設就労者受入事業に関するガイドラインの概要」では「比較対象となる日本人の労働者がいない場合においても、例えば受入建設企業の就業規則に基づき、3年間の経験を積んだ者に支払われるべき報酬の額を提示することや、経験年数が異なる他の労働者の報酬から類推して、根拠を提示する等、適切な報酬予定額の設定がされていることにつき、必ず客観的に合理的理由を説明すること。」⁶⁾が求められる。

表2は受入企業5社の報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上である理由を表すものである。表2をみると、その理由として、両者の取得資格の有無に関する理由が最も多い。そのほか、家族手当、住宅手当の有無も妥当な報酬予定額の理由となる。

つまり、報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上である理由について、明確な基準がなく、「技能実習生の報酬額を上回ること」、「客観的に

表2 同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬額と同等額以上である理由

企業名	A社	B社	C社	D社	E社
在籍建設就労者賃金額	月給制(160,000円) 時給換算941円 年間2040時間 皆勤手当20,000円 家族手当9,000円 賞与200,000円(年2回)	月給制(230,000円) 時給換算1,324円 年間2085時間 賞与なし	日給制(7,846円) 平均月給169,997円 時給換算981円 年間2080時間 賞与なし	日給制(8,000円) 月給換算174,000円 年間2026時間 賞与100,000円～ (年2回)	月給制(166,000円) 時給換算962円 賞与あり(年2回)
同等の技能を有する日本人従業員の賃金額	実務経験2年4カ月 22歳 月給制(165,000円) 皆勤20,000円 賞与200,000円 (年2回)	実務経験3年 19歳 日給制(10,000円) 月給換算231,666円 賞与なし	実務経験3年7カ月 31歳 日給制(7,000円) 平均月給151,667円 時給換算875円 賞与あり (年2回)	実務経験14年 38歳 日給制(16,000円) 手当2,000円 月給換算348,000円 賞与100,000円～ (年2回)	実務経験3年2カ月 年齢不明 月給制(166,000円) 時給換算958円 賞与あり (年2回)
報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上である理由	外国人建設就労者は家族手当9,000円が支給され、日本人従業員は支給しないこと。また、資格2個(「建設CAD検定」「建築製図技術検定」)を取得したこと。	建設就労者は住宅手当2,000円が支給され月給制安定であることに対して、日本人従業員は住宅手当がなし、日給制不安定であること。	外国人建設就労者の賃金額はボーナス分を毎月の給料に反映させて支給すること。	外国人建設就労者は資格3個(玉掛、フォークリフト、基礎2級)を取得したことに対して、日本人従業員は資格9個を取得したこと。	すべての条件が同じ。

(出所) ヒアリング調査内容に基づき筆者が作成。

合理的理由を説明すること」との2つことをクリアすれば、許可されることになる。「客観的に合理的理由を説明すること」は曖昧な基準に過ぎない。

おわりに

本稿では、A事業協同組合を事例に、外国人建設就労者の受入れ状況を紹介した。事例を通じて、以下のことが明らかとなった。

外国人建設就労者の受入れは重層的な下請関係によって、大手住宅メーカーの需要によって、中小零細下請企業まで広がっていること、外国人建設就労者の平均賃金額は16～17万円ぐらい、技能実習生の賃金より2～3万円が高く設定する傾向がみられた。

外国人建設就労者の賃金設定は、業務経験年数が同じ日本人と同等という基準だったが、実際には日本語能力や学歴の差が考慮され、たとえ業務経験年数が同じでも、日本人よりも割引かされ、“選ばれた日本人従業員”の基準に合わせているように思われる⁷⁾。

2017年11月1日に施行する新技能実習制度では、これまで技能実習生に対する適切な待遇の確保とした「報酬の額が日本人と同等以上であること」以外、技能実習3号(4年目、5年目)の報酬予定額の設定への具体的なガイドラインがない⁸⁾。3年間の実習経験を持つ実習生の報酬は最低賃金の水準に留まることはあり得ないが、今後、新技能実習制度の下、適正な報酬の設定を期待したい。

●注

- 1) 国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課「外国人建設就労者受入事業に関する説明会 資料(平成28年5月30日)」国土交通省ホームページ
[http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000084.](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000084.html)

html 2017年3月21日アクセス。

- 2) 筆者が2017年3月16日に国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課 外国人建設就労者の担当栄喜さんのインタビュー(電話)から聞き取った内容による。
- 3) 2017年2月15日A協同組合へのヒアリング調査によってまとめた内容。
- 4) 国土交通省 土地・建設産業局「外国人建設就労者受入事業に関するガイドラインの概要」国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/common/001062582.pdf>、2017年3月21日アクセス。
- 5) 国土交通省 土地・建設産業局「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」平成26年11月、国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/common/001059458.pdf>、2017年3月21日アクセス。
- 6) 国土交通省 土地・建設産業局「外国人建設就労者受入事業に関するガイドラインの概要」国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/common/001062582.pdf>、2017年3月21日アクセス。
- 7) A事業協同組合担当者の話によると、外国人建設就労者の賃金予定額を申請の際に、受入企業は同等の技能を持つ日本人従業員の中から賃金額が一番低い者を選ぶ傾向がある。
- 8) 法務省、入国管理局等が主催した説明会 資料「新たな外国人技能実習制度について」2017年3月3日、ホテルメルパルク名古屋

●参考文献

- 恵羅さとみ「外国人労働者の受け入れと技能伝承・人材育成課題ー建設業における技能実習制度の背景・現在・未来ー」『建築コスト研究』NO.91、平成27年10月
- 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課「外国人建設就労者の受入事業に関するガイドライン」、平成26年11月
- 国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課「外国人建設就労者の受入事業について」、平成28年4月

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課「外国人建設就労者受入事業に関する説明会 資料（平成 28 年 5 月 30 日）」

国土交通省のウェブサイト

法務省、入国管理局等が主催した説明会 資料
「新たな外国人技能実習制度について」平成
29 年 3 月 3 日、ホテルメルパルク名古屋

旗手明「本格化する外国人労働者受入れ政策（上）」

一橋大学フェアレイバー研究教育センター

No.1840、平成 27 年 5 月 25 日